本学大学院修士課程(旧:地域研究研究科)修士論文に関する調査報告書

### 経緯・概要

告発受理日:令和3年12月1日

・被告発者:元大学院生A(筑波大学大学院修士課程地域研究研究科(1992年3月 修了))

・対象論文:修士論文「夏目漱石と老舎との比較研究」(1992年3月)

・事案の種類: 盗用

・告 発 内 容:被告発者は修士論文を基に著書を出版しており、同書中に、他者の論文(以下、告発元論文)の文章が使われていたことから、同書及びその基となった修士論文について盗用があるとの告発があった。

なお、筑波大学研究公正規則により、告発は原則として当該告発に係る事実の発生の日から起算して、10年以内に行われたものでなければならないが、修士論文をもとにして書かれた著書が社会に公表されており、本学としても説明責任を果たす必要があることを理由に、告発を受け付け、調査を実施した。

### 調査体制

令和 4 年 1 月 11 日付けで予備調査結果がとりまとめられ、研究公正委員会に報告された。令和 4 年 2 月 22 日に第 34 回研究公正委員会を開催し、本調査を実施することを決定した。

その後、調査委員会委員の人選及び事務手続き等を経て、令和 4 年 6 月 14 日に調査委員会を設置、調査を開始し、令和 4 年 11 月 21 日に調査結果をとりまとめた。

(調査委員会の構成)

委員長 服部 利明 (筑波大学数理物質系・系長)

谷口 孝介 (筑波大学人文社会系・教授)

堀 誠 (早稲田大学教育·総合科学学術院·教授)(外部有識者)

山﨑健司(明治大学文学部・教授)(外部有識者)

内田 智宏 (内田法律事務所・弁護士) (外部有識者)

#### 調査期間

令和 4 年 6 月 14 日~令和 4 年 11 月 21 日 (160 日間)

# 調査方法・手順

告発において指摘のあった文章について修士論文及び著書と、告発元論文を対比する資料を作成し、精査を行った。また、老舎の原文及び先行訳との比較対照による精査も行った。なお、調査に際しては、予備調査時に作成した、修士論文、著書、告発元論文、老舎の原文及び先行訳との対比表も使用した。

次いで、資料及び対比表等に基づき、被告発者に対し書面による事情聴取を行っ

た。

### 調査結果

- ・認定した不正行為の種別: 盗用
- ・不正行為に関与したと認定した研究者:元大学院生 A
- ・不正行為の具体的な内容

告発において指摘のあった文章について、ほとんどが告発元論文と同文、同一の表現、同趣旨であるにも関わらず、引用を示す表示や引用文と本文の区別なく記載されている。また老舎の原文からの引用例は、告発元論文の訳文とほぼ同文であるにも関わらず、引用を示す表示がなされていない。

## 不正行為への経費支出について

盗用と認定された論文は修士論文であり、論文の作成過程において直接的に関係する支出は認められなかった。

# 調査を踏まえた結論と判断理由

被告発者の修士論文において、告発元論文に対する言及は、告発において指摘の あった文章のいずれの箇所についても、本文や注においてなされておらず、巻末の 参考文献目録の中にも告発元論文は掲載されていない。

被告発者は、30年前の修士論文執筆時に収集していた資料をフロッピーディスクにデータとして残しており、当該データを被告発者自身が確認したところ、告発元論文も含まれていたことから、告発によって指摘を受けた文章は確かに告発元論文からの引用であったことを思い出したとの説明があった。

被告発者の説明によると、本修士論文執筆時、当初第3章第4節として予定して執筆していた部分があり、その中で告発元論文に対する引用を記載していたとのことであった。しかし論文の装丁順番待ちや提出の締め切り、紙面の都合などで、執筆途中であった第4節部分を省略することとなったが、第2節にある第4節と重複した引用部分について、後ろ部分に引用記載があると思い込み、第2節部分への引用の表示を失念してしまったとの説明があった。

また、被告発者は、修士論文執筆時状況から引用を明示することのチェックが疎かになってしまったものであり、引用を明示しなかったことは故意ではなく、様々な事情が重なった結果起こった不注意による過失であるとの説明があった。

しかしながら結果として、被告発者の修士論文は、告発元論文に対する言及を、本文や注、巻末の参考文献目録も含め全くしておらず、段落を下げる、「」(鍵括弧)等の表示など、引用文と本文の区別の表示もないまま文章が記載されている。

このことから、調査委員会において、不正行為(盗用)があると認定した。

被告発者は、あくまで告発者の著作の文章を引用したものであり、引用を明示しなかったことは不注意による過失であると説明しているが、これらの箇所においては告発者の文章が少なくとも自身の文章と何の区別も無く用いられており、告発者

の著作の文章の引用であるという説明を裏付ける表記は全く確認できなかった。

さらに、被告発者は、修士課程修了の約5年後に修士論文を基にした著書を出版 しており、その出版までの間、修士論文見直しの機会があったにも関わらず、修士 論文における引用記載漏れの見直しや訂正等の対応を取らず、著書の出版に至って おり、その誤りを現在に至るまで放置している。

加えて、被告発者は、訳文の無断引用を不適切な行為であると認識していないと 思われる説明をしており、現在においても被告発者には、研究者としての倫理観が 欠けていると指摘せざるを得ない。

これらのことから、被告発者の不正行為(盗用)には、不注意による単なる引用の記載漏れとは異なる故意性及び悪質性が認められると調査委員会において判断した。

なお、本件修士論文の提出は30年前のことであり、当時は、現在のように研究 倫理教育等がルール化されておらず、そのため、被告発者が研究倫理に対する十分 な認識を有していなかった可能性がある。被告発者によると、本学修士課程に在籍 していた当時、引用についての教育や指導を受けた印象は残っていないとのことで あった。

さらに、当時は、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び本学の「筑波大学研究公正規則」は定められていなかった。事後に定められた規定に照らして取り扱いを判断することは公平性の観点から問題があるため、当時の不文の規範として研究不正がどのように捉えられていたかに従って判断する必要があるが、調査委員会としては、慎重に検討した結果、被告発者の研究不正行為(盗用)について、認定を行ったものである。

#### 発生要因及び再発防止策

当該告発に係る事実の発生は29年前のこととなり、当時は、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び本学の「筑波大学研究公正規則」は定められておらず、現在のように研究倫理教育等がルール化されていなかったものの、当時の不文の規範に照らしても、本件不正行為(盗用)は、故意性及び悪質性が認められるものである。

現在本学では、修士課程に所属する学生に対しても研究倫理教育の受講を義務付けるなど、研究不正防止の体制を整えているが、博士論文だけでなく、修士論文や卒業論文においても、「盗用」をはじめとする研究不正行為は絶対に認められないことを引き続き徹底していく。